飯山市地域おこし協力隊推進要綱

目次

第１章　総則（第１条－第７条）
第２章　雇用型隊員（第８条－第 17 条）
第３章　委託型隊員（第 18 条－第 23 条）
第４章　補則（第 24 条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年３月 31 日付総行応第 38 号総務事務次官通知）の規定に基づき、飯山市における人口減少又は高齢化の著しい地域等において、地域外の人材を活用し、地域の活性化を推進する飯山市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力隊の活動）

第２条　協力隊は、地域住民、関係団体等と連携し、次の活動を行う。

⑴　移住定住の促進に関する活動
⑵　地域コミュニティの維持及び地域活性化に関する活動
⑶　地域間交流に関する活動
⑷　地域資源の発掘及び利活用に関する活動
⑸　地域の情報発信に関する活動
⑹　地域産業、文化芸術及びスポーツの振興に関する活動
⑺　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動

（協力隊の要件）

第３条　協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者のうちから、市長が任用又は委嘱する。

⑴　三大都市圏をはじめとする都市地域等に住民票を有する者であって、隊員として決定した後、任用又は委嘱されるまでの間に本市に住民票を異動し、定住する意思を有する者であること。
⑵　地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない者であること。
⑶　心身ともに健康で、地域の活性化に意欲と熱意があり、積極的に協力隊の活動に従事できる者であること。

（隊員の種類）

第４条　隊員の種類は、雇用型地域おこし協力隊員（以下「雇用型隊員」という。）及び委託型地域おこし協力隊員（以下「委託型隊員」という。）とする。

（隊員の責務）

第５条　隊員は、次に掲げる責務を有する。

⑴　積極的に活動に取り組むこと。
⑵　地域との融和に努めること。
⑶　隊員として決定した後、任用又は委嘱されるまでの間に本市に住民票を異動し、速やかに生活拠点を移すこと。
⑷　この要綱その他関係法令を遵守し、職務を誠実かつ公正に遂行すること。
⑸　活動を行った日の属する月の翌月５日までに活動実績を取りまとめ、市長に報告すること。

（守秘義務）

第６条　隊員は、協力隊の活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。協力隊の活動終了後も、同様とする。

（市の役割）

第７条　市は、協力隊の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。
⑴　隊員の活動に関する総合調整
⑵　隊員の研修及び隊員相互の交流
⑶　任用又は委嘱期間終了後の隊員の定住支援
⑷　前３号に掲げるもののほか、協力隊が行う活動に関して必要な事項

第２章　雇用型隊員

（雇用型隊員の身分）

第８条　雇用型隊員の身分は、地方公務員法第 22 条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）とする。

（雇用型隊員の任用期間）

第９条　雇用型隊員の任用期間は１年とし、毎年４月１日から翌年の３月 31 日までとする。ただし、当該期間の途中に任用するときは、任用の日から当該任用の日の属する年度の末日までとする。

２　市長は、必要があると認めるときは、１年を超えない期間で任用期間を更新することができるものとする。

３　前項の規定による更新は、最初の任用の日から３年間までとする。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な活動を行えなかった隊員（令和元年度から３年度までに任用された者に限る。）が、３年を超えて活動を行うことを希望し、市長が活動期間の延長を必要と認めた場合には、２年を上限として活動期間を延長し、最長５年とすることができるものとする。

（雇用型隊員の報酬、勤務時間、週休日、勤務時間の割振り等）

第 10 条　雇用型隊員の報酬は、月額 200,000 円とする。

２　雇用型隊員の期末手当及び費用弁償の支給については、パートタイム会計年度任用職員の例によるものとする。

第 11 条　雇用型隊員の勤務時間は、休憩時間（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成７年飯山市条例第 12 号）に規定する休憩時間をいう。）を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり 35 時間とする。

第 12 条　日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）とする。

２　市長は、月曜日から金曜日までの５日間において、１日につき午前８時 30 分から午後５時 15 分までの範囲内において７時間の勤務時間を割り振るものとする。

第 13 条　前３条に定めるもののほか、雇用型隊員の服務、勤務条件その他任用に関し必要な事項については、パートタイム会計年度任用職員の例によるものとする。

（雇用型隊員の退職）

第 14 条　雇用型隊員は、自己の都合により任用期間の途中において退職を希望するときは、退職を希望する日の 30 日前までに退職届を市長に提出しなければならない。

（雇用型隊員の解任）

第 15 条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、雇用型隊員を解任することができる。

⑴　前条の規定による退職届の提出があったとき。

⑵　心身の故障のため、活動を継続することができないとき。

⑶　職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、所属長の指示に従わないとき。

⑷　隊員としてふさわしくないと市長が認める行為があったとき。

（雇用型隊員の活動に要する経費）

第 16 条　雇用型隊員の住居に関する費用は、予算の範囲内で必要な額を市が負担する。

２　雇用型隊員の活動に必要と認められる物品等は、予算の範囲内で支給又は貸与する。

（雇用型隊員の副業）

第 17 条　雇用型隊員は、副業を行うことができる。

第３章　委託型隊員

（委託型隊員の身分）

第 18 条　市と委託型隊員との間に雇用関係は生じないものし、委託型隊員は地方公務員としての身分を有しないものとする。

（委託型隊員の委嘱及び業務委託契約の締結）

第 19 条　市長は、第３条に規定する隊員の要件の全てを満たす者と活動に係る業務委託契約を締結し、委託型隊員を委嘱するものとする。

（委託型隊員の委嘱期間）

第 20 条　委託型隊員の委嘱期間は、１年とする。ただし、年度の途中において委嘱した委託型隊員の委嘱期間は、その委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。

２　市長は、必要があると認めるときは、前項の委嘱期間を最長３年まで更新することができる。

３　前項の規定により、委託型隊員の委嘱期間を更新する場合は、会計年度ごとに更新するものとする。

（委託型隊員の解嘱）

第 21 条　市長は、委託型隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱期間の途中であっても、これを解嘱することができる。

⑴　委託型隊員が解嘱を申し出たとき。

⑵　心身の故障のため、活動を継続することができないとき。

⑶　委託型隊員が市外へ転出したとき。

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が隊員として適当でないと認めるとき。

（業務委託料）

第 22 条　委託型隊員に支払う業務委託料の内訳は、報償費及び活動経費とし、報償費については月額 266,000 円以内とする。

２　前項の報償費及び活動経費は、市と委託型隊員が締結する業務委託契約で定め、予算の範囲内で市が負担するものとする。

（隊員管理業務の委託）

第 23 条　市長は、委託型隊員の日々の活動を管理する業務（次項において「隊員管理業務」という。）の全部又は一部を法人又は任意の団体等（次項において「受入団体」という。）に委託することができる。

２　受入団体の隊員管理業務に要する経費は、市と受入団体が締結する業務委託契約で定め、予算の範囲内で市が負担するものとする。

第４章　補則

（補則）

第 24 条　この要綱に定めるもののほか、協力隊に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（飯山市地域おこし協力隊設置要綱の廃止）

２　飯山市地域おこし協力隊設置要綱（平成 26 年飯山市告示第 48 号）は、廃止する。

３　令和８年４月１日　一部改正